

< 論文 > 死後結婚 : 日本・韓国・中国の比較研究

著者	高松 敬吉
雑誌名	比較民俗研究 : for Asian folklore studies
号	10
ページ	16-35
発行年	1994-09-30
その他のタイトル	<Articles>Ghost Marriage among Japan, Korea and China
URL	http://hdl.handle.net/2241/14310

死後結婚

— 日本・韓国・中国の比較研究 —

高松 敬吉[※]

(1) はじめに

日本の東北地方では、死者儀礼の口寄せ巫儀に民間の口寄せ巫女のイタコが関与してきた。この世で結婚もせずに死亡した者に対して執行する口寄せ巫儀を「花降ろし」と呼称する。この世で男女が添い遂げずに、死亡した仏降ろしの巫儀が展開される死者の口寄せで、死者があこの世で生前に結婚をしていない事実を嘆くことが少なくない。一方、また依頼者としても、死者があこの世に生きていたのならば、結婚もし、孫たちにも恵まれた家庭を想像しながら、我が子への不憫さを思いやる気持ちになるのも親の心情としては、当然のことであろう。そこで、死者があこの世で結婚していないことに対する立場から、家族へ自分の希求する結婚の儀礼が依頼される。こうした死者からの切実さを親族が結実させたものが、死後結婚の習俗なのである。

日本の場合では、古くから名刹の寺院に絵馬などを奉納して、未結婚の死者をうやむや親族の習俗があった。本州の最北端の青森県の場合には、終戦後は、戦死者の兵士への死後結婚の習俗が沢山みられた。しかし、昨今では、社会事情を反映しての交通事故の死亡者の事例が多く現出するようになってきた。この死後結婚の習俗では、結婚もせずにこの世で死亡した者の中でも男性の比重が多く占めているのに対して、女性の事例はいたって少ないのである。

この死後結婚での習俗は、古くは写真を名刹の寺院に奉納していたものが、絵馬となり、最近では、豪華なガラスのケースに入った新郎新婦の人形へと変容してきた。そのような日本での死後結婚の各地の様態を述べるとともに、韓国の死霊結婚や中国の冥婚の様態を挙げて、比較研究をし、その習俗の意義を解明したいものと思っている。

(2) 日本の死後結婚

日本での死後結婚については、この世で添い遂げることなく死亡した者が、あこの世での死霊に結婚を執り行なう儀礼が、さまざまな様態で展開されている。これを冥界結婚と呼称しているのである。その日本での死後結婚の実態を述べることから始めることにする。

(ア) 青森県の場合

青森県での死後結婚の習俗は、近年はだんだんと盛んになってきたものの、青森県では4か所の寺院が人形（花嫁・花婿）の奉納を受けて死者の供養をしているのである。

伝承では、古くから老婆たちが、息子や娘が、まだ生前にこの世で結婚しないまま死亡して、巫者の仏降ろしの口寄せ巫儀の中で語られる口語りの中で、死者の仏は、あこの世にあっても結婚

※鹿兒島大学法文学部教授

していないので、仲間とは居づらくて、不自然な状態で生活している有様を告げて嘆くのである。親族としては、息子がこの世に生きているのならば、結婚適齢期にも当たるので、結婚させてやりたいと思う心情にかられ、我が子の死を不憫に思う。そこで、巫者に依頼して、死後結婚を執り行ってきたものだという。かつては、藁で人形を2躰つくって、寺社に奉納したり、寺院の土中に埋めて、巫者に供養してもらうものが少なくなかった。

こうした死後結婚の習俗は、青森県下でも、ごく限られた地域のみで、特に津軽地方に多く、南部地方にはみられない現象の習俗であった。この藁人形を奉納した寺院も、伝承によれば、津軽地方の2か寺院のみであって、金木町の川倉地藏尊と車力村にある高山稲荷神社だけであった。この死後結婚の人形供養は、直接には寺院が関与していない。あくまでも民間巫者で、とくにゴミソが取り扱い、藁人形の2躰を地中に埋めて未婚死者の靈魂を慰め、その供養を実施してきたのである。こうした伝承は、その儀礼に直接関与しなかったが、その実見によるもので、川倉地藏尊の講中の委員長工藤与右エ門氏¹⁾の伝承や車力村高山稲荷神社の宮司工藤伊豆氏から直接にご教示されたものである²⁾。

青森県下では、幼い子供が死亡すると、親族は、名利な寺院に入学用のランドセルや学用品などを奉納することが少なくない。生きていれば小学校に入学する年齢だからとする供養からであろう。そうした親族の心情が、未婚で死亡した子供への不憫さから、人形などを手向けるのも自然のことと思われる。

こうした遺族のやるせない気持ちと死後結婚について、早くから理解と仏の供養とを担ってくれたのが津軽地方の木造町の西の高野山（弘法寺）であった。

この寺院の歴史は古いとの伝承であるが、かつて、津軽一円を襲った津波による被害で、寺院は跡かたもなく消滅してしまった。

集落の信仰者たちから、大正の初期に若月の高野山へ具申して、布教をしてもらうようになった。その後は、地元の要請によって、本山の高野山から和尚がきて定住したので、歴史も浅く、檀家も少ないのである。しかし信者は多い。この理由は後述することにする。

この寺院の西の高野山（弘法寺・真言宗）に保管されている、結婚の奉納絵馬は、写真のもので昭和12年ののが最も古い。カラー写真の納額も見られるが、絵の具で描いた納額もあり、寺院の説明では新しいものだという。しかし、年号の明記がないので、私はむしろ古い形かと判断しているのである。

親族が、この寺院に花嫁人形を奉納するようになったのは昭和30年ごろであり、一般に普及したのが、昭和47年からである。それまでは、終戦後になってから、戦死者の遺族が、1人、2人と花嫁人形を持ってきて、この寺院に奉納方を依頼したことに始まる。それが年ごとに増加の一途をたどり、10躰から15躰の花嫁人形の奉納がみられ、年を追うごとに増加する傾向となってきた。昭和53年ともなると、年間100躰もの人形が奉納された。この現象の発生の最大原因は、民間の巫者であるオガミヤサンやイタコの口語りによる人形供養の奉納の示唆によるものが流行したものである。

青森地方では、神信仰が厚い傾向がみられる。何かというと日常の不思議事でも、すぐに近隣の巫者を訪ねて、その判断をしてもらおうとともに、指示をあおぐのが生活のよすがともなっている一面が見受けられる。そこで、徴兵で異国の戦地で戦死した子息を民間の巫者に占ってもらう。その巫者の口語りから、死者の子息や孫は、未婚のまま死亡したのだから、あの世で、せめて結婚をしたい旨の内容の口寄せが語られる。それを聞いた親族の方は、どうすれば一番死者に対してよい方法なのかを巫者に質問する。民間の巫者の語ることには、花嫁人形を寺院に奉納することを教示することになる。そこで市販の花嫁人形を購入して、人形を奉納するため寺院を訪ねて、読経の供養をする。始めは、兵隊の戦死者が対象であって、花嫁人形のケースの中に、兵隊（軍服）姿の写真などをつけた奉納が多かった。また、夫婦人形のものも少なくなかった。しかし近年では、交通事故で死亡した未婚の男性か、結婚以前に死亡した女性の例が多くなってきた。これも、時代の風習を反映して、年頃になり結婚の適齢期に当たるので嫁や婿ということで、人形を奉納する親族も現われてきた。しかし、女性の未婚者の場合の花嫁（婿）人形の奉納はいたって少ないのである。

このように、多くの事例からみる限り、民間の巫者の介在によつての人形供養としての奉納の習俗がみられる。

遺族の人が花嫁人形を寺院に奉納する慣習は、だんだんと多くなり、昭和55年には、金木町の川倉地蔵尊でも和尚に読経してもらってから供養した花嫁人形がみられた。これは、親族が、「息子が生きていれば、結婚する年齢に当たる年代なので、子供に結婚をさせてやりたい」という親の切ない心情から、死者供養の目的で花嫁人形を奉納しているのである。

こうした傾向は、時代の信仰者に門戸を開かせる現象が生じてきた。あれほどまでに頑なに伝統を厳守してきた下北郡の恐山でも、今から20年前ころ以降に、この花嫁人形の奉納がみられるようになったのである。しかし、恐山では、人形供養としては取り扱っていない。あくまでも仏供養の一端として執行しているのであって、奉納者は、下寺で供養してから納めることになっている。だから、卒塔婆を一本建立させるのである。それ故、恐山では、人形供養ではなく、あくまでも仏の供養としての卒塔婆供養が代行する。この時の経文は、祈禱、祈願で、家内安全、身体堅固、大漁満足、病気平癒などで、寿量品一卷を上げる。

また、大畑町正津川の優婆寺でも、昭和35年過ぎから、花嫁人形の供養のための奉納が多くなってきた。

このように、青森県下での死後結婚の習俗は、未婚者への花嫁人形の供養がみられることである。この詳細な論述は、筆者の「青森県の冥結³⁾」があるので、ここでは省略する。

(イ) 山形県の場合

山形県では、山形市にある山寺の立石寺が有名で、古来、円仁の慈覚大師の建立としての寺院である。この寺院にも多くの絵馬の奉納の中に、「ムカサリ絵馬」と呼ばれているが、婚礼の様子が描かれた多数の絵馬が「奥の院」（如法堂）に奉納されているのがみられる。この「ムカサリ」とか「ムカサレ」というのは、「迎えられ」という意味の訛音であって、嫁入りの儀式のことで、

祝言や婚礼の言葉である。こうした絵馬は奥の院の外にも、他の堂や、天童市の若松寺など山形県の各地の市町村の神社や寺院に奉納されている⁴⁾のが近年になって発見され、調査がなされてきた⁵⁾。

木村博によれば、山形でのムカサリ額を奉納する時期が適齢期を迎えた未婚の場合としている。その例としては、次のものを挙げている。

「例えば南村山郡宮生村（現在上山市）金生の倉田源作氏の語ってくれたところによれば、高い山さいるんだけれど、まだひとさ（死者仲間のこと）つきあいさんない（できない）でいる。だから『銭灯籠納めてけろ』とか『額納めてけろ』とかいう。

親の場合は、何々納めてけろなんてことは滅多になく、家のことや子供達のことを案じている、などという。だから塔婆を納める程度で済ませるし、赤ん坊だと大して重きを置いていない。『ムカサリ（婚礼）の額』や『銭灯籠（銭堂）』を納めるのは、二十歳前後とか三十歳前後とかになって、まだ独身でいる者の場合が主である。一度でもムカサッタ（結婚した）者はいわない⁶⁾。

と述べられて、結婚適齢期（20歳から30歳まで）の独身で死亡したものに、ムカサリ額を奉納する習俗がみられるとしている。

桜井徳太郎によれば、

「結婚適齢期の子女が、結婚をまたずに急逝する。これは親として不憫でならない。オナカマに口寄せを頼むと、結婚式の情景を描写した掲額を山寺へ奉納して供養せよとかたる。なかには、死者の意中の配偶者はどの方角に居住するとまで予言する。そこで親たちは、示された方角にあたるそれらしき若ものを物色し、二人が盛装して臨む祝言のさまを絵に描いたり、二人の写真を並べて掲額する。そして、それをもって死者の怨念は晴れたものと推断する⁷⁾のである。

また、死後結婚に対して、シャーマンが関与する点についても、次のように言及されている。

「しかしながら、なかでも殊に注目すべきは、冥界結婚の習俗であろう。結婚適齢期の子女が結婚をまたずに急逝することは本人にとって大変残念であり、また周囲からも惜まれる。口寄せの場では必ずそのことが話題になるし、死者に代わってその心境を口語るシャーマンも、欠くことなく未婚のまま冥界にきたことを口惜しむ。なかには意中の相手がきまっていて、暫しの交際もあったなどと告げられると、両親は居ても立ってもおれない痛惜の念にかられる。そこで、何とかして死者の意にそうように努力する。たとえば、その人は辰巳の方、一五キロメートル隔ったところに住み、容貌・容姿はかくかくの特徴をもつ等とまで詳細に描写するシャーマンがある。すると、喪家では百方に手を尽くして探索し、近所の評判などを仄聞して該当に近い家を見つけだし、ついに懇願して、一枚の写真を借用する。それを焼き増しするか、市中の素人絵かきに依頼し、肖像画をつくってもらう。そして死んだ息子の写真か肖像画と並べて祭壇に飾り立て、その前で結婚の式を挙げるのである。親戚を招いて宴席を設け、三三九度の杯を交換する等の正式の祝言は、さすがに珍しい例となってしまった。多くは位牌・写真・肖像画を飾った前で、うちの祝いをする形ばかりの方式に変わった。著しい簡略化がみられるけれども、いかに形式だけ

であっても祝言をすましたことにしないと気がすまない。そういう気持はなお根強くのこっている⁸⁾。」

のである。

(ウ) 沖縄地方の場合

沖縄地方の全域にわたって、死後結婚が分布している。この習俗は「グソー・ヌ・ニービチ」とか「トートメー・ニービチ」などと呼ばれているものである。いうまでもなく、グソーというのは、後生のことであり、死後の世界を意味している。ニービチは、根引きであって、結婚のことであり、後生の結婚こそは、冥界結婚をさすものである。また、トートメーとは、神棚や仏壇などの死者を祀る祠堂のことで、位牌が内容である。

桜井徳太郎は、沖縄での冥婚発生の動機の条件として、次の点を強調されている。

「冥婚といっても結局は、女性死者の遺骨（多くは遺骨、最近では火葬となり特に遺骨）を、男性の墓廓のなかに埋葬するか、同一の骨甕クチガミのなかに納めることである。沖縄では夫婦はグソーにおいても同棲すると考え、同じ厨子甕スシガミに埋納されることを理想としている。この習俗と信仰とを基盤におかないと、冥婚の実態を正しく理解することにはならないのである⁹⁾。」

と述べられている。

沖縄地方では、家族の急病や不慮の事故、さらに家畜の頓死などに遭遇すると、これはなにかの祟りであると信じる。そこで、ユタという民間の巫者に占ってもらう。

その中でも冥婚を挙げる動機として、次の3つを挙げられた。

- 1 離縁された死妻のばあい
- 2 許婚者の一方または両方の死
- 3 恋愛関係のもの夭死

などである。

1の事例では、離婚のため婚家を離れた婦人が、先の夫を慕って死後結婚を要求することである。これには、2つの型がみられる。その1つが離縁されて実家に帰って、実家で死去して埋葬されるものである。もう1つは離縁の後に実家に戻ったが、再婚して、婚家で死亡し、その家の墓に埋納されているものがある。これらは冥婚の意向が、死妻の側か初婚の夫の側のどちらか一方、もしくは両方から発生するものとされているのである。しかしながら、この際に最も多くの事例が、ニービチの対象となる男・女がともに死んで冥界にいることが条件である。つまり死霊化していることである。最小限でもニービチされる妻が必ず死亡していることが欠かせない。

2のケースは、親族からみて許婚関係にあったものが夭死したときでも、グソー・ヌ・ニービチは執行される。しかしながら女性が死んでいないと、この冥界儀礼は成り立たないことになる。両方が成婚以前に夭死したときでも、遺体や遺骨のニービチをするが、女性が生存していて男性のみ死亡したときには、執行しない。

3のときでも、お互いの死について執り行なわれる場合も少なくない。これは当然ながら親の同意が得られないで、将来への希望を失って自殺した男女の心中や情死についても、同様に執行

されるのである。しかし、これは異常死者に対して行なわれる特別な埋葬慣行に従うことになる。まず竜宮ニゲー（グソー・ヌ・ニービチはみられない）の後に、本墓とは別のスデ墓に一旦は納骨しておく。洗骨の後で本墓に埋葬することになる。そのときにグソー・ヌ・ニービチを執り行って、死者の慰霊を果たす役割は、稀なのである。これらは、ユタのハンジによって、死者による冥婚の希望がアカサレテこない、それが実施されないままで終わることになる。

これら3つのケースに共通するのは、第1に、最初から最後まで民間巫女のユタが主導権をもって推移することにある。次の2は、ユタのハンジやアカシが重要性をもつのである。第3が妻と妻となるべき女性の死が前提条件となり、第4がニービチの遺体や遺骨の移葬である。第5としては、冥婚が基盤となっているものの、それにユタが関与する場面が広大であることを挙げて¹⁰⁾。



戦死した兵士の花嫁人形
(西の高野山)



ムカサリ絵馬
(天童市若松寺)

(3) 韓国の死霊結婚

韓国の死霊結婚に関する研究には、桜井徳太郎¹¹⁾や竹田旦¹²⁾、崔吉城¹³⁾などの論考がある。

この名称も韓国では、死後結婚、死後婚、死婚、魂魄婚姻、チュグンホニン（死んだ婚姻）、チュグンホンサ（死んだ婚事）、などの多くの呼称が分布しているのである。

筆者は、平成5年4月29日に、韓国の大田市郊外で、死霊結婚を実見できたので、その巫義内容をここに述べてみたい。

5年以前に^{シングル}神娘となった李氏¹⁴⁾のもとに出入りしていた信者を介して依頼がもたされた。

そもその発端というのは、次のようである。

ある家の男性の精神状態が異常になったので、占てくれという依頼があった。そこでシングル（神娘）はその家に出向き、その男性を占った。

この家は改築したので、長男が新しく井戸を掘って、モーターを取り付けた。梯子を利用して下に降りて行き、何気なく電線に触れて、感電死したのである。一般に死者の魂を水中から引き上げて家に連れて帰って、シッキムクッを行なうことで、極楽往生をさせるものだとの伝承がある¹⁵⁾。この習俗が韓国では、海・湖・池などで水死した者の魂を地上に引き上げる祀りをノッコンチギクッ、または龍王クッと呼び、ムダン（巫堂）によって執り行なわれるのである。龍王に捕まえられて往生できない水死者の魂を家に連れ戻し、あらためてあの世に行かせる慰霊祭である¹⁶⁾ともされている。

まもなくして、長兄の死後、井戸の中から魂を引き上げることなく、そのまま土で埋めてしまった。もとの状態に戻したものの、井戸で死んだ長兄の魂を汲み入れなかったことが原因で、まず母親が精神異常をきたしたのである。そして、やがて次男も気が狂って、末娘までもが気のふれた病状となった。さらに、近所にまでも被害が及ぶ結果となったので、そのままにしておかれない情況に追い込まれてしまったのであった。そこで、信者を介してシンタルに占ってもらったところ、長兄が死亡したのにもかかわらず4年間はそのままの状態にしてあるので、死霊結婚を実施して欲しいという判示がでたのである。

この家族は、兄弟姉妹6名の家族構成で、男性3人、女性3人である。父は死亡したが、母はいる。そこで死霊結婚を実施することにした。相手方の女性は、29歳で交通事故（バイクによる）で死亡した娘であって、3年前のことであった。こちら側の巫堂も死霊結婚を母親から依頼されていた。都合よく同じ府堂の仲間同士であったので、この話が持ちあがってから、1週間とんとんと話が順調に決まってしまった。これは両方とも御縁があったものだから、短期間に決まったのだろうと噂している。死亡した、相手の女性は3番目の兄妹にあたる。

死霊結婚のクッは、その規模によって費用が異なる。たとえば、200万ウォンのクッとか、300万ウォンのクッがある。

死霊結婚の供物は、あらかじめ費用の規模により、巫堂が問屋から購入してきて、支度する。

儀礼に使用する、紙でつくられるパナヨンサン（死後結婚にのみ使用されるものもパナヨンサンと呼ぶ）のなかには神名のメイハイのものを作る。これは普通のクッでも使用されるものである。ただし5色の彩いろどりのもののみは、死霊結婚にだけ使われるのである。またパナヨンソンというものも作って、飾られる。



ホスアビ（案山子）

人形の骨組みをホスアビ（案山子）という。新郎と新婦をそれぞれ1軀ずつ作る。これは専門店があるので、そこからこの人形の骨組みは購入してくる（巫堂のゆきつけの葬儀屋にある）。

外に供える供物のことをサチャサン（膳）^{サン}という。これはあの世からやってくる使いの者をもてなすためのお膳ということである。これは、葬式のクッの時とほとんど同様のものである。



古式の結婚式



新郎新婦

しかし、普通の葬式のとときには供えないとされている。つまり、死んだ人間を連れにこの世にやってくる使者にご馳走するために供える特別のお膳なのである。その供物のご飯に箸が刺してあるのは、そのご飯を食べなさいという意味をもつものである。この供物には、果物（バナナ、リンゴ、瓜など）ご飯、水、助惣鱈すけとろうなどがあり、その側には、2足の藁沓が供えてある。

府堂の供え物の支度や飾り立ての用意が整えられると、依頼者の家に巫堂たちは出かけてゆく。

そして、依頼者の宅の門などの不浄のあった所にお守りの札を埋める。これをブジョンクッといい、4箇所（1）に納める。

- (1) 大門＝テイムン
- (2) 醤油倉の前＝チャントクテイ
- (3) 死んだ所（井戸）＝ウウムリ・セン（泉）
- (4) 玄関前＝ヒョンクワン

このようにお札を埋める理由としては、別に不浄があるというよりは、敷地の神の気性が荒く激しいからである。そのため、井戸を掘るさなかでも死亡するという事故が発生したのである。本来、ここは、風水思想から判断するならば、家を建築するという敷地ではなかったのである。そうした慣行は、厳守されるべきもので、民間信仰の側面から判断してみると、ある種の魔除けとして、この儀礼を執行したのであった。

そして、死者の魂を呼ぶ儀礼のノッコンジキが執行され、巫儀が展開する。経文は、法師ボアサが唱えて、鉦の鳴り物を打って、しめやかに執り行なわれた。

この儀礼のノッコンジキは、死者の魂を水中から引き上げるものである。死者の魂をすくって、茶碗の米の中に入れて、府堂に持ってくる。この米のことをシルト（餅）・シルタという。井戸を掘った後の敷地に、ハンジ（韓紙）に数多くの人形が描いてあるものを地面に置く。これは法師が、死んだ人間の模様を描いたもので、この絵に死者の霊魂が憑いてくるのである。これは、ホン（魂）という。お供え物の中には、ミョンテュすけとろう（助惣鱈）が欠かせない。お盆の上には、ヤンシク（糧食）が供えられる（シク＝食）。ハンジには死亡した人間の模様を書き、その上に米をのせて、その紙で米を包む。つまり、米の中に取り込んだ魂を包むのである。そして、一

応の儀礼が終了する。

府堂に帰ってきてからは、法師と巫堂^{ムダン}とで新郎・新婦の人形に、衣装をつけて飾り立てる。出来上がると府堂の祭壇に向かって右側の出口の近く、男性である新郎は上座の左で新婦は下座の右手に坐らせる。それぞれの胸の中には、生前の写真を入れておく。結婚式は韓国の伝統的な古式にのっとり儀式でおごそかに執行される。両家は、そこに立ち会う。

この時に、結婚式の介添えした女性が2人いる。それらの女性は、すでに結婚した主婦でなければならない。しかし、その中でも、主人を亡くした婦人や子供ができなかった女性、離婚歴のある人であっては、この仲介人はできないのである。したがって、家庭が裕福で普通の主婦でなければならないとする条件がある。特に結婚式にたち合う婦人は、結婚してすぐに長男を生んだ女性を好む傾向がみられることである。これは、韓国の家族制度の反映であって、男子が生まれるとめでたいとする風習があり、それを望み、あやかりたいとするものでもあろう。そのため自分の嫁もやはり早く男子を生んで欲しいという期待の気持ちがあるからでもある（ここでは、伝統的な古式の結婚行事の内容は、省略する）。

一応、結婚式がとどこうりなく終了すると、シンバン・チャリンダ（床入れ）の儀式が行なわれる。この用語は、普通、伝統的な結婚式のときにも使われる言葉である。つまり、結婚の初夜を過ごす部屋の支度をするという意味として、シンバン・チャリンダを用いるというのである。

床入れは、真新しい蒲田を敷き、花婿から先に寝せる。新郎の腕枕の上に新婦が同衾する。死亡した新郎・新婦の霊魂が戻ってきて、今結婚式を挙げる。その時に、死者の新郎・新婦の魂を案内して、この世にやってくる使者がいる。これが12使者で、12個の供え物をしなければならぬ。これは、あの世からの使者をもてなすためのものである。

ソウル地域で執行される大規模のチイスクツの場合には、12種類の着物を巫堂が着替えることが多い。しかし、普通一般のクツのときは、そんなに異ならない。床入れの儀礼は、電灯を30分間も消して真っ暗闇にする。シンジャン（韓紙）は、法師が作る。

やがて神娘は衣装をつけて、台＝トマ（^{ボフサ}組板）を取り出して、その上に神の依り代を置き、一心に祈る。法師の太鼓と鉦は高く鳴り響き、経文も声高となる。そして神が憑依すると、その棒は、ぶるぶると震えるのである。つまり、神が憑くというのである。これを接神という。別に名称はないが、シンワツとかシニワツ（わいしよい、わいしよい）といって、神が来たことを意味している。そして神娘は口語りをする。これをコンス（託宣）という。本来の託宣は話している神娘が自分の精神状態ではなくなり、ものを勝手にいうからである。

ここでは、新郎・新婦の先祖の神々を呼んで託宣がなされる。次に巫堂が神懸りとなる。クウブンサベ（空四拜）といって、外の方角が4つある。東西南北に向かって拜む。そして、巫堂は、両手に物を持つ。右の手にはメヨンテイ（^{すけとう}助惣鱒）、左手には刀を持つ。これは、死亡した新郎・新婦ではあるけれども、先祖の神々とかいろいろな宇宙の神様を呼んでいる時なので、その中には、邪悪な神もある。そうした悪い神様が入らないように、新郎・新婦の魂だけ入ってほしいという魔除けの行事を執り行なうのである。つまり、魔除けの儀礼を実行することになる。

そして、旗を遺族に引かせて、降神した神名を判断する。その旗は、5色彩のものである。これをオバンキという。その旗の色による神の名は、次のものである。

- (1) 黄色=先祖の神 (ボランシン)
- (2) 白色=七星の神 (チルソンシン)
- (3) 赤色=山の神 (サンシン)
- (4) 緑色=青春の時に死んだ神 (チャンチュン)
- (5) 紺色=客死したり、子孫のない魂 (若くして、結婚しないで死んだ者)

その旗を巫堂が遺族に引かせる。それによって、誰が降りてきたのかを判ずるのである。もしも、引き手が緑と紺が出た場合には、運勢が悪いという意味合いがあるので、もう一度引かせることにしている。この旗での判断は、巫堂がいつ遺族に引かせて使用するかという限定はない。たとえば、クッの最初のころには、依頼主の家庭のいわれがよくわからない場合が多い。だから、どういう神様が降りてきたかを確認するために使用する場合もある。また、クッが終了した段階で使用することもある。その場合は、今行ったクッがうまくできたかどうかという確認するためにやる。

巫堂は、紐を固い結びにして、これを解いて行く。これをコプルダ (解くの意味合いがある) という。あの世には、いろいろなことがある。たとえば、良いこともあれば、悪いこともあるだろう。だから、何らかの恨みを持った魂が、あの世に行かないで、この宇宙をさ迷っていることがある。そうした魂を良い所へ行きなさいというふうにする意味合いから、この紐の結び目を解いてあげるのである。この結び目は、12結びである。この12結びもあの世からの使者がやってきて、この使者の妨害で、よい所に行かない場合がある。その時に12使者の数を象徴して、12結びにする。その結び目ごとに結ばれている魂を解き放って行って、良いところに行かせる意味合いがある。つまり、結び目ごとに魂が留まっているからなのである。これはしたがって使者がああ世へ行く道のことであって、チヨウスンキル (あの世への布道) なのである。日本の三途の川と同じ意味合いがあり、極楽往生でもある。

やがて死者の靈魂は、親族に対して、別れの挨拶と死霊結婚をさせてくれた感謝の気持ちを述べる。そして、あの世とこの世の「橋懸り」の布道を渡って行くときは、ドラマチックな光景が展開される。両者の別れがたく忍びない辛い空気がその場に漂う。

儀礼が終了すると、巫儀で使用したものを全部を焼却してしまう。新婚の夜具や嫁入り道具など一切のものである。実際は、あの世に行くときに、持参して行くものなのだがそうはできかねるので、全部焼いて、あの世にもっていきなさいという、肉親の配慮からである。

もとは、新郎・新婦の衣装が立派ではでであったので、貧乏な人達がそれをもって自分たちが着たのであった。しかし、夢のなかに使者の魂が現われて、「私の着物を返して下さい」といったそうである。だから老婆の話からも、使者の魂は、決してないものとは思われず、死霊の存在を信じているのである。

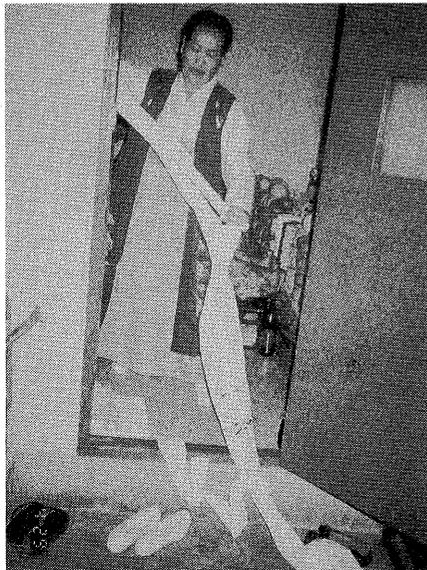
その儀礼に使用した品物を焼く火に向かって、巫堂も神娘も遺族たちまでが拝礼する。これは、

死者へあの世に無事に帰りなさいということで、拝むのである。

以上は、韓国の忠清南道の大田市の郊外での死霊結婚についての見聞によったものである。枚数の関係で、その儀礼の巫儀内容の省略が少なからずあったので、その意義を十分に理解できなかったであろうが、要は、現在でも死霊結婚の巫儀が、シャーマンの手によって執行されているということである。韓国では、4人に1人がキリスト教の信者だといわれている。しかし、迷信だとする巫俗にも依存している姿を忘れることはできない。



神懸りして託宣するシンタル



コピルダするシャーマン

(四) 中国の死後結婚

中国の死後結婚についての研究は、桜井徳太郎¹⁷⁾や竹田旦¹⁸⁾らの考察がなされている。

中国の漢人社会での死後結婚は、「冥婚^{ミンフン}」と呼ばれてきた。これは、冥界婚姻による名称によるものと考えられる。その他の呼び名としては、冥契、冥配、幽婚、鬼婚、配骨、陰親、陰婚などがあり、この習俗を呼称する名称は地方によっても異なる点がみられるのである。

中国人の死霊結婚について、竹田旦は、中国東北部で、旧満州の各地における家族制度の慣習調査にあたられた千種達男の冥婚の動機について引用している。それによれば、

「父母は、子女を死後孤魂でないようにしてやるため」

「地下の憐れな男女の魂を慰めるため」

「結婚せずに死亡した子女を可哀そうだとする親の情から」

「死んだ子が一人で可哀そうだから」(千種・1964年)

とする親の心情を動機として取り上げている。

この事例は、華北の山東、山西、河北などの各省から移住した漢人の子孫が故郷の習俗を移住

地に伝承したものであるから、元来は、死後結婚の習俗は、華北地方に広く分布していたとしている¹⁹⁾。また、河北を中心にして各省の農村の慣行調査をした内田智雄の報告では、この冥婚の風習は、華北の山東・河南の各省にみられ、陝西省から浙江省の華南地域に広く分布していたものである²⁰⁾。

こうした死後結婚である冥婚は、中国では古いものとされてきた。たとえば、『廿二史劄記』の著者である趙翼の『陔余叢考』や陳顧遠の『中国婚姻史』などから歴史時代の死者結婚の記事をみても、三国の魏から漢へと、そして『周礼』の上古までも古いことが知られる。周礼地官の某氏によれば、

「禁_三遷葬者与_二嫁殤者_一」と記載されている。また、

「嫁殤者、謂_レ嫁_二死人_一也」(鄭司農注)

とあるので、独身で死んだ者は、つまり、嫁せずして死んだものを死後結婚させて合葬する風習を禁止していたことが知られる。この事情について内田智雄は、次のように述べている。

「周礼の成書の当時、あるいはすでにそれ以前において、冥婚習俗が存していたとするならば、しからば周礼は果していつの時代に書となったか、ということで、これが冥婚習俗の存在の時点、歴史的に決定するかぎともなるわけである。(中略) かりに、周礼の成書が前漢の後半期、すなわち紀元前一世紀ごろのものであるとしても、(中略) 特に政治色をもたない冥婚習俗のようなことがらについては、周礼は、その成書に遥かにさきだつ上古の時代の遺習を、いみじくも伝えているものということができるのではなかろうか。そして(中略) 周礼が禁じている遷葬と嫁殤とは、明らかにそれを禁止する儒家的な制肘に先だって存在していた習俗であるということである。そして、この遷葬と嫁殤の習俗すなわち冥婚は、おそらくは夫婦合葬の習俗に胚胎し、またその擬制であると考えられるが、とにかく中国の遠い上古に淵源するものであることは、否定すべくもない事実であろう²¹⁾。」

とある。したがって、中国での古来からの夫婦の死後は、合葬することが基層となっていたものと推測される。

「鄭氏注」では、「殤十九以下未嫁而死者、生不以礼相接、死而合之」とあるので、19歳以下で、未婚(嫁)の死者は、生きていたように婚礼をして相接せず、死後に合するものとしている。

『中国農村慣行調査』によれば、その調査地域は、河北、河南、山東、山西の各省の農村地方にわたっている。それらの調査地域では、冥婚の執行は、8～9歳以上から15歳以下のものが対象となっている。これまでに結婚できないものは、世間体が悪く、早婚であったことが知られる。

そこで内田智雄の事例を挙げてみることにする。河北省での冥婚習俗としては、次のようである。

「河北省石家荘の東南に位置する欒城県寺北柴村においては、ここにいう冥婚を『死夫婦』と呼び、死夫婦を行なう年齢は八・九歳以上とも、また十四・十五歳以上ともいわれている。そして八・九歳と答える本村の郭姓の農民によれば、郭姓の始遷祖は、明の初め洪武帝の燕王掃北(北方討伐)のとき、山西省の洪洞県からこの地に移住してきたのであるが、その始祖の郭礼

というものの老坟（古い墳墓）一基が村南の田の中に独立してあり、その老坟の周囲に五、六分の荒地があって、この老坟と荒地とを含めて『郭家老坟』とよんでいる。そしてこの郭家老坟には、郭姓の男女八歳以下で夭死した者の屍を埋め、八歳以上の夭死者は『寄埋』といって、郭姓各戸の所有する田地の角、すなわち『角地』に埋めて仮の坟を作るといわれる。

そしてこの角地に寄埋せられる者の坟は、普通の坟と形状は同一であるが、やや小さいとされており、事実、私が調査の際に時として見かけた寄埋の坟は、たしかに農民の述べるようにやや小さいものである。

そしてこの郝家老坟に埋めるか、それとも角地に寄埋するかの年齢について、私の質問に答えた農民は次のようにいっている（質問応答の一の上は質問、下はその答えである）。

八歳ニキチット定ッテイルカ 一定ッテイル。

八歳ニナゼ定ッテイルカ 一八歳以下は小孩トイヒ、八歳以上ハ成人、長大トイフ。

と。この農民によれば、八歳以上を成人とし、成人であるか否かによって寄埋するか、それとも郝家老坟に埋めるかを区別するという。

ところが他の農民によると、十五歳以上が成人で、十五歳以下の夭死者は、死亡した当日に寄埋して葬式をしない。女もまた十四、五歳以上であれば、男を探して死夫婦を行なうが、男がなければ角地に寄埋するという。（以下省略²²⁾。」

と述べている。これは、日本の子供の死者の場合は7歳までの幼児は、神の子として取り扱っており、再生観がみられるものと同様の死生観があるように思われる。

また、河北省昌黎県侯家営での冥婚のことを「娶骨屍」という。この娶骨屍の年齢は、男女同じく10歳以上から20歳以下である。しかし、10歳以下の男女の夭死者は祖坟には埋めないで、畑に埋めて娶骨屍をしないで、20歳以上の未婚者が死んだときは、未婚であってももう成人と考えて、祖坟に埋葬するのである。

しからば、実際には、どのような手順で実施されていたかについて述べているので、参考に挙げてみよう。

「まず未婚で死んだ男女のある家では、いずれも娶骨屍の相手を探し求めるのであるが、その話は、生存者の場合と同様に『媒人』によって行なわれる。その際、ある農民は、双方の財産の多寡というようなことは、さして問題としないといっているが、また他の農民によれば『適当ナ相手ガナイト娶骨屍ヲシナイ』と述べており、事実において娶骨屍以後、双方が親戚として交際する習慣があるところからすると、家格すなわち『門当戸対』ということも、この『適当ナ相手』ということのなかに含まれるものと考えられる。もっともそれは、生前の結婚におけるほど厳密なものではないとしても、ある程度『成親』の関心事であることは否定し得ないとおもう。このようにして、媒人によって娶骨屍の話が双方の間にまともると、男の家から『財礼（結納金）』を一、二円から五円くらい（昭和十六、七年頃の相場）の金を女の家へ贈り、ここに娶骨屍の決定は手続き上できたことになる。娶骨屍の当日、男女両家はそれぞれ寄埋してある坟を掘り起こすが、女の方の坟では、生前の嫁入道具になぞられた紙製の『庫（櫃）』

と『被擱（寝具をいれる櫃）』とを焼いたのち、男の方の祖坟に女の屍をもってきて、定まった場所に合葬するわけである。そして、男女の屍を祖坟に運ぶときには、紙製の幡はたをもっていくが、これは葬としての『白事』ではなく、婚としての『紅事』を示すものであると説明する。それで、当日は村人も、『喜呀、咱們小子娶啦、媳婦啦』（おめでとう、わしらの息子が嫁をもらった、嫁ができた）というような祝詞を述べてきて、坟の穴掘りや棺かつぎなどの手つだいをするとせられ、このような習俗は、この地方一円に行なわれていると語られている²³⁾。』のである。

また、天津の西北方の楊村でも冥婚が行なわれている。この地方では「陰婚」と呼称し、北站付近の小于荘でも「陰婚」、「陰親」といってこの習俗が実行されていた。

内田智雄は、「中国農村慣行調査」の資料と「民商事習慣調査報告録」（中華民国司法行政部）と趙翼の「陔余叢考」の文献からの事例を提示して、冥婚の習俗を歴史的に考察したものである。したがって、この習俗は、中国の2000年にわたって伝承され、一見怪奇な習俗に過ぎないようであるが、実は、中国人の死生観や結婚観がうかがわれるものだとしている。そして、その要約として、

- (1) 冥婚は、一般の男女の夭死者を合葬するものである。
- (2) 冥婚習俗は、夫婦合葬の習俗に準じて、その擬制的に発生したもの。
- (3) 夭死した子に対する親の心情を吐露する習俗であり、人間は結婚することによって初めて人格が完成するものであると述べている。

そこで、竹田晃の『中国の幽霊一怪異を語る伝統』から、冥婚の事例を引用してみよう。

「曹操には男の子が二十五人あったという。その中で、環婦人との間に生まれた沖は、幼いころから才知に恵まれ、神童の誉れが高かった。呉の孫権から贈られた巨象の体重を計るのに、まず象を船に載せて吃水を調べ、つぎにすでに目方を計ってある物を船に載せる方法を考えつき、父を大いに喜ばせたのも、この沖であったという。また、嚴罰主義にもとづく政治を行ない、峻嚴苛酷な体制を布いた曹操は、しばしば部下を誅殺したが、危く誅殺されようとした者で、この沖の機知によるとりなして救われた者は数十にのぼったとも伝えられる。操はこの息子を、眼の中に入れても痛くないほどに愛していた。だが、好事魔多し、この神童は十三歳にして夭折してしまった。曹操の嘆きようがいかにばかりであったか、想像に難くない。彼は跡取りと目されていた丞（のちの文帝）に向かって言った。『（沖の死は）このわしにとっては不幸であったが、お前らにとっては幸いであったぞ』

つまり、沖以外の息子たちは、沖の死によって世嗣ぎの地位をおびやかされずにすんだ、という意味であり、いかにも冷酷な曹操らしい言い方であるが、それにしても、操の沖に対する愛情の深さ、かけていた期待の大きさが偲ばれる。

さて、涙にくれてた曹操は、ちょうど時を同じくして、甄しんという家で娘が亡くなったことを聞くと、この娘と沖とをあの世で結婚させてやろうと思いたち、二人の亡骸を合葬したのであった。これは記録に残されたものとしては、いわゆる『冥婚』の最古の例とされている²⁴⁾。』

梁の徐陵篇の『玉台新詠』（6世紀末）の詩集の中に姑と嫁の悲劇的な事件を取り扱った語り物が構成されている。

「盧江村（安徽省）の小役人の焦仲卿の新妻は、焦家に嫁いでから、朝早くから夜遅くまで、休む暇もなく機織の仕事に励んで、舅しゅうと姑しゅうとめに仕えたが姑の気に入らず、泣く泣く里に帰られる。実家で再婚を強いられた彼女は、いずれは夫の焦仲卿が迎えにきてくれることを信じて縁談を断わるが、ついに拒みきれずに頭を縦に振ったかに見えた。しかし、彼女は結局夫への操を守り通し、婚礼の前夜に池に身を投げて死んだ。これを聞いた夫の仲卿も妻のあとを追って首を縊って死んだ。意外な事の成ゆきの中で、自分たちの非を悟った両家の親たちは、せめてもの罪ほろぼしにと二人の墓を並べて造り、それぞれの墓に木を植えたところ、その木の枝はやがて寄りそうように相交わり、一つがいの鴛鴦おしどりがそこに巢をかけ、夜更けになると悲しげに鳴き交わし、聞く人の胸をかきむしるのであった²⁵⁾。」

という。この話に似たものが日本にもある。それは、『万葉集』巻9の「菟原処女の墓を見る歌」などにも詠み込まれているものである。

（五）台湾の死後結婚

台湾での結婚式などの一連の行事を観察すると、その行事内容、形式や風習に色濃く残存するものが少なくない。したがって、中国大陸の文化の影響を度外視できないのである。

そこで、中国での結婚式について、簡単に言及してみたい。

- （1） 一般には、適齢期になると、お互いに結婚するというのが普通行なわれている結婚式である。
 - （2） 「指腹為婚ツーフウウェーフン」という名の結婚式がある。これは、結婚する双方が、家風や財力に合致していて、友好の関係を保ちながら、ずっと小さな子供の時から、もうすでに両家の親族によって婚約が成立しているものである。
 - （3） また、「童養媳トウイヤンシ」といわれる結婚式もあり、結婚以前の男性が、まだ子供のときに、親族（家族）がこの男の子供のために、15、6歳の女の子を買って、召使いのような仕事をさせて、家事手伝いをする。このような風習の結婚式が、以前には多かったという。
 - （4） 「入贅ツーツエー」というものは日本における婿入り養子とほぼ同様である。しかし、姓名は変わらない。そして、子供が誕生すると、その中の1人には必ず女方の姓名をつける。
 - （5） それから、「納妾ナンチェー」というものは、本来、結婚は一夫一婦を原則とするのが普通の觀念だが、しかし、1人の男性が2人以上の妻を娶る意欲があるときの公的な結婚式を指している。
 - （6） 一番特異な結婚式が「冥婚」である。この儀礼は、日本での死後結婚と違う点が少なくない。この冥婚にも大きく分類すると次の3種類がみられる。それを略述してみよう。
- ① 「娶鬼妻チークエーチー」というものは、婚約関係にある2人が結婚をする前に、女性の方が早く死亡した場合、その生き残った男性が、死亡した女性の牌位と結婚式を行なうことである。しか

し、男性が、死者の女性の婚約者をあきらめて再婚することができたとしても、その「鬼妻」は、いつまでも正妻（もしくは本妻）の身分になるのである。

- ② 「抱主成親^{バウツウセンチン}」は、前述の「娶鬼妻」とは反対である。つまり、結婚以前に男性の方が死亡してしまっ、女性の方が、死んだ男性の牌位を抱えて、婚姻することである。そのために「抱主成親」という名称がつけられている。したがって、かつての家族制度では、男性が重要な位置にあったので、1度男性の牌位と結婚式をあげたならば、女性は一生涯にわたって、再婚できず、ひたすら未亡人として一生暮らさなければならなかった。そのため、夫の方が死亡して牌位となっても、女性は再婚できないという厳格な習俗があったのである。
- ③ 「結陰親^{ケイインチン}」は、死者の結婚式を執り行う儀礼である。死亡した者でも、生前の結婚式のよ様に親族が仲人を依頼する。そして、別の死者を探して、両者を死後結婚させることである。しかも親戚からは、祝詞や公的な儀礼が執行されるのである。この結婚式がとどこうりなく終了すると、親族たちが死亡した人の墓地を掘り出す。そして両者の遺体をもう一度一緒に埋葬するのである。その後、両家では、この結婚式をとおして、親戚関係を結び、ずっと付き合いをして行くことになる。

〔事例〕

ある地方の町医者^{ウヂノリ}の娘が、自分の家で召使いをしている使用人に、恋愛をしてしまった。2人の結び付きは深く、やがて必ず結婚することを確認しあって、将来を夢見ながら希望に満ちあふれる毎日が続いた。しかし、娘の親は、使用人の下男が、医者^{ウヂノリ}の当方に比較してみれば、家風や財力が合致しないという理由で反対した。娘は思いを断念せざるを得なくなった。しかし、二人の絆は強く結ばれて固い決心であった。父の医者は、可愛い娘の将来を考えて、別れさせようとするのである。医者である父は金力にまかせて2人の仲を割くために強硬な手段に出た。官憲（警察権力）を使って男を牢獄に入れてしまったのである。男は2、3年の牢獄での辛い生活をやっとのことで終わり、晴れて出所した。行くあてもないので、自分の生まれ故郷に帰るしかなかった。

ところが、その帰る道すがら、かつての恋人と再会した。そして、娘はかつての恋人に懐かしげに話しかけてきた。娘にとっては、今でも愛し続けている心を伝え、男の愛情を確認したかったのである。だが、男にとってみれば2人の愛の代償がまた再びあの暗い牢獄だと考えて、娘の切ないばかりの心情を受け入れてやることができず、自分の立場だけで一方的に判断して、彼女の気持ちをむげに断ってしまった。しかも、追い打ちをかけるように、追い払ってしまったのである。

医者^{ウヂノリ}の娘は、長年の、使用人への思慕の念にさいなまれて、悲しい心をおさえきれず、悲嘆のあまり身を投げて死んでしまった。

親の医者^{ウヂノリ}は、自分の娘の突然の死に対して、後悔し、自分のとった処置の過ちに気づいたものの、後の祭りであった。可愛い娘を自殺させてしまった惜別にどうしようもなかった。親の医者^{ウヂノリ}は、手を尽くしてかつての使用人を探し求め、「どうかこれまで君を愛して止まなかった娘の牌位と結婚させたい」とお願いした。医者^{ウヂノリ}の心情を良く理解したかつての使用人は、心からその娘を愛していたので、この結婚式を執行したのである²⁶⁾。

台湾での死後結婚の実見報告に中田睦子の「冥婚から陰陽合婚へー台湾における冥婚類型の変化とその意味」(「季刊人類学」1975年)があるが、ここでは言及しない。

あとがき

死後結婚に関する事項については、これまで、単に資料の提示にとどめてきた。その内容を一読しただけでも、それぞれの地域性や国柄といった風土によって培われてきた民族文化の変容を感得せずにはおられない。

また、研究者の視座によっても異なる方向性がみられた。たとえば、竹田且によれば、それらの死霊結婚を目的と動機に分類し、①慰霊と解冤^{かいえん} ②祖霊等 ③入養、立嗣など族制を視点としている点が特徴的である。それらを総括なして、中国の場合の死霊結婚の習俗には、これら3つのタイプの分類の存在を確認した。さらに、韓国の事例の提示の高原、慶尚、忠清、全羅の各道の陸地部では、すべて慰霊、解冤型に属した死霊結婚がみられる状況であるとしている。そして、慰霊型は日本の山形県や青森県と中国の華北地方に分布し、慰霊・解冤型は、日本の沖縄地方と、中国でも華南・台湾で発達している点を挙げて、東アジア3か国の全域にみられるとしたうえで、民間巫者のシャーマンの関与が死霊結婚との結び付きが少なくないとしている。

一方、桜井徳太郎は、死霊結婚の巫俗についての言及で、沖縄や台湾でもみられる習俗であり、沖縄のユタ・カンカヤリヤが関与するところのグソー・ヌ・ニーピチである「あの世の結婚」に深くかかわりあっている。また、台湾の民間の巫女の^{アンイー}匠嬢が関係しての死後結婚がある。それに中国では鬼媒人によって冥婚が行なわれていることから、この死後結婚の習俗は、シャーマンをなくして語ることは出来ないのである。したがって、冥婚での結婚の風習は、その動機や原因には、民俗的な国情や風土、慣習によって差異は認められるものの、この習俗にとっては、シャーマンが関与し、死霊の鎮魂と冥界への往生とが一致し、あの世への期待、つまり他界観や死生観が基層となった異文化であると考えられるのである。日本の場合の死後結婚での青森県の花嫁人形の奉納や山形県の結婚絵馬の納額にみられるのは、親族が、若くして死亡した息子に対する不憫の念からのものが少なくない。特に青森県の花嫁人形は、戦死した兵士のための奉納があり、近年では、交通事故の死亡者に変容しているのも、社会事情の変化によるものと思われる。

こうした奉納に、地方のゴミソヤワカと呼ばれる民間の巫者の関与がみられることである。その結びつきは、年々強力になってきている。こうした花嫁人形の奉納には、死者供養の性格をうかがうことができよう。

沖縄での死後結婚のグソー・ヌ・ニーピチは、女性死者に対してきた靈魂観にある。死霊が持つところの怨念の機能に対して抱くものがもとにある。死後結婚に適合しているのが許婚者の場合の儀礼と認めるだけであり、多くは離婚されて婚家を去った妻に対して行なうものである。

韓国の死後結婚についての事例では、死亡した青年が、家族(母・次男・妹)や近所の人への異常さが高じて、巫堂にみてもらった結果で、長男の祟りと判明する。現在の韓国では迷信と思いつつも、家庭に不思議事が発生すると、巫堂を訪れて、その判断をゆだねる。死者の魂が祟

ているとか、祖先の神を粗末にして祭祀しないので、崇めている旨を巫堂は、依頼者に告げてそのクッを執行することをすすめる。だから、韓国の死後結婚には、シャーマンが介在している。

沖縄の葬送儀礼や生死観や婚姻儀礼をとおして、中国の葬送儀礼や結婚観の比較が今後に残された研究課題でもある。沖縄でのグソ・ヌ・ニービチは、中国の葬式の埋葬儀礼と関連があるように思えてならない。

一見して、日本の青森県や山形県の例では、男性の死亡者の花嫁人形の奉納が多くみられ、女性の婿人形の供養は少ない。しかし、台湾の場合では、死後結婚の比率は、女性の方が高く、多いと聞く。その点の解明もやはり、たんに死後結婚の習俗のみの調査ではなく、葬制儀礼や、民俗の慣習に広げて視座しなければならないものと考えている。

註

- (1) 昭和62年8月14日の現地調査による。金木町の川倉地藏尊の講中の委員長工藤与衛門氏によれば、巫者に依頼して、未婚の口寄せ巫儀で仏降ろしをしたとき、死霊が結婚したい旨を親族に口語りをする。次の川倉地藏尊にお参りにきたときは、藁で作成した人形2軀を寺院の賽の河原に穴を掘って埋めた親族の姿を実見している。その状態の聞き書によった。
- (2) 昭和62年8月16日の現地調査による。車力村高山稻荷神社宮司工藤伊豆氏からの直接の伝承では、神社側では一切この死後結婚の習俗には関知しない。しかし、神社内での巫者の杜で、信者が藁人形を奉納して、死後結婚として、土中に埋めている姿を実見している。
しかし、青森県の津軽地方では、子供が若くして死亡したときには、地藏尊を石工に依頼して建立し、実名を書いているので、その区別について、もっと調査してみる必要がある。
- (3) 高松敬吉「青森県の冥婚」(『豊田短期大学研究紀要』第1号、平成3年3月31日) 参照のこと。
- (4) 竹田旦「死霊結婚の比較民俗学—中国・日本・韓国」『祖霊祭祀と死霊結婚』(人文書院、平成2年9月) 174頁。
- (5) 松崎憲三「東北地方の冥婚についての一考察—山形県村山地方を中心として」(『成城大学民俗学研究所紀要』16、平成2年3月)。
- (6) 木村博「第四章 怨念の問題、一非業の死者とその怨念、3死者の結婚」『死—仏教と民俗』、名著出版、平成元年5月) 162頁。
- (7) 桜井徳太郎「第六章 山形地方の民間巫女、第一節 山形県下の民間巫俗」『日本のシャーマニズム』上巻(吉川弘文館、昭和49年11月) 547頁。
- (8) 桜井徳太郎「第九章 シャーマニズムの世界と日本、三冥婚の習俗とシャーマニズム」『日本のシャーマニズム』下巻(吉川弘文館、昭和52年3月) 464～465頁。
- (9) 桜井徳太郎「沖縄本島の冥界婚姻巫俗—ユタの関与するグソー・ヌ・ニービチー」『沖縄文化研究』5(法政大学沖縄文化研究所編、1978年6月) 4～5頁。
- (10) 前掲書、「冥婚発生 の 動機」 4～12頁。

- (11) 桜井徳太郎「韓国の巫俗と魂魄婚姻－冥界婚姻習俗民俗学的考察（四）－」（千葉徳爾編『日本民俗風土論』弘文堂，昭和55年9月）419～442頁。
- (12) 竹田且，「三韓国の死霊結婚－5 死霊結婚の比較民俗学－中国・日本・韓国」『祖霊祭祖と死霊結婚』，人文書院，平成2年9月）176～206頁。
- (13) 崔吉城「死後結婚の意味－韓・中・日比較」（『韓国の祖先崇拜，御茶の水書房，平成4年12月）209～252頁。
- (14) 李分熙^{イブンヒ}のライフヒストリーについては，筆者の「人生史からみた巫女の入巫過程について－大田市の事例を中心に－」（『韓国農村調査報告－忠清北道沃川郡沃川邑玉覚里を中心として－』豊田短期大学韓国伝承文化調査団，平成5年3月）19～23頁。
- (15) 金泰坤他「水死者の魂を引き上げる」（湖南のシャーマン）（『霊を招く－韓国のシャーマン』国書刊行会，昭和52年10月）64頁。
- (16) 亀山慶一「わだつみの神・竜宮の世界」（『蒼海訪神－うみ』日本人原風景2，旺文社，1985年12月）92頁。
- (17) 桜井徳太郎「冥界婚姻の論理－中国の冥婚習俗と死生観（『季刊現代宗教1－3，エスエヌ出版社，1975年11月）178～195頁。
- (18) 竹田且「中国の死霊結婚」『5 死霊結婚の比較民俗学－中国・日本・韓国』（『祖霊祭祀と死霊結婚』，人文書院，平成2年9月）158～172頁。
- (19) 前掲書 158～159頁。
- (20) 内田智雄「冥婚考－死屍の結婚習慣について」（『中国農村の家族と信仰』，清水弘文堂，昭和45年12月）12～52頁。
- (21) 前掲書，51～52頁。
- (22) 前掲書，5～6頁。
- (23) 前掲書，11～12頁。
- (24) 竹田晃「Ⅲ幽明の交通，相思樹・連理枝」『中国の幽霊－怪異を語る伝統』（東京大学出版局，1980年12月）84～85頁。
- (25) 前掲書，86～87頁。
- (26) この資料提示は，日本大学法学部へ留学した許輝徳の「冥婚について」のレポートに加筆したものである。

参考文献（引用文献は省略した）

(1)中国関係

- 莊金徳「清代台湾の婚礼俗」（『大湾文献』，1963年）
- 陳顯遠『中国婚姻史』（商務印書館，1936年）
- 司法行政部（中華民国）『民商事習慣調査報告』（1930年）
- 『台湾民俗』（古亭書房，1970年）

鈴木清一郎『台湾旧慣習俗信仰』（衆文図書公司，1934年）

千種達夫『満州家族制度の慣習』（一粒社，1964年）

『中国農村刊行調査』第1～6巻（岩波書店，1952年）

中田睦子「冥婚から陰陽合婚へ—台湾における冥婚類型の変化とその意味」（『季刊人類学』10～3）

桜井徳太郎『冥婚結婚の論理—中国の冥婚習俗と死霊観』（季刊現代宗教）1～3，1975年）

内田智雄「冥婚考—死屍の結婚習俗について」（『中国農村の家族と信仰』（清水弘文堂，1944年）

(2)日本関係

木村博『死—仏教と民俗』（名著出版会，1989年）

桜井徳太郎『沖縄のシャーマニズム』（弘文堂，1973年）

桜井徳太郎『日本のシャーマニズム』上巻・下巻（吉川弘文館，1974年・1977年）

桜井徳太郎『冥界婚姻の習俗とシャーマニズム—東北地方の民間巫女の役割』（『芸能論集』（錦正社，1976年）

桜井徳太郎「沖縄本島の冥界婚姻習俗—ユタの関与するグソー・ヌ・ニービチ」（『沖縄文化研究』5（法政大学沖縄研究所，1978年）

新刊紹介

韓国比較民俗学会編

『比較民俗学』第11輯

本号は会長である崔仁鶴博士の六十歳の華甲記念号となっている。巻頭の中国民俗学会鐘敬文会長の献辞に続き、崔仁鶴博士の年譜と研究業績を紹介、その後に献呈論文として、任敦姫「伝統の新概念：伝統の構成」、梁鐘承「民俗学とパフォーマンス理論」、池春相・羅承晩・羅景洙「全南の人物伝説Ⅲ」、姜南周「実在人物の神格化過程」、ソン・ヒョソプ「三国遺事の文化記号学的理解」、金炯珠「ウドン里堂山祭と遊びの特性」、趙孝順「韓国服飾の文化事跡研究」、金容徳「喪葬礼風俗の史的考察」、崔錫榮「韓国巫俗研究史の叙述上の問題点」、朴正鎮「才人の系譜研究」、イム・チャンヒョク「文

化財保護法の韓・日比較」、郎桜「中国突厥語民族のシャーマニズム研究」、陶立璠「中国の仮面文化」、劉鉄梁「近年の中国における民間説話の収集と研究」、尹成奎「民俗学及び中国朝鮮族の民間故事」、キム・ドンフン「朝鮮民俗のオンドル文化」、月郎「朝鮮民族南来考」、小松和彦「日本民間説話研究の現況と課題」、稲田浩二「問題意識と有形研究」、鄭然鶴「伝統魚獵トルサルについて」、ヤム・ヨンス「彩票遊び」など、韓・日・中の研究者が寄稿し、各国の研究会員との連携を反映したものとなっている。（佐野 賢治）

1994. 6刊 B6判 681頁